

令和3年度第1回一関市空家等対策協議会 会議録

- 1 会議名 令和3年度第1回一関市空家等対策協議会
- 2 開催日時 令和3年6月8日（火） 午後2時から午後3時25分まで
- 3 開催場所 一関市役所 特別会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 千葉実委員、加藤勝彦委員、千田賢一委員、高橋誠治委員、宮崎健委員、佐々木承子委員
 - (2) 事務局 千葉敏紀市民環境部長
小野寺愛人市民環境部次長兼生活環境課長、
中村慶一生活環境課課長補佐兼市民生活係長、
小山貴史生活環境課主任主事、
佐藤晋一生活環境課空家調査員、
佐藤高志都市整備課課長補佐兼建築指導係長

5 議 題

- (1) 報告 空家等対策計画の事業計画について
- (2) 協議 立入調査の結果について
- (3) その他

6 公開、非公開の別 議題(1)公開、(2)及び(3)非公開

7 傍聴者 0人

8 挨拶

千葉敏紀市民環境部長

この空家等対策協議会は、令和2年度には2回開催しまして、主に3つの点について協議をいただきました。

まず1つ目は、市の空家等対策の基本であり、令和3年度から令和7年度までを期間とする、一関市空家等対策計画の策定について。

2つ目といたしましては、管理不全で周囲に危険を及ぼす可能性のある空家への対応を規定した、一関市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則について。

それから3つ目は、施行細則に当てはめて対応する前段階で、特定空家等に認定する必要がありますので、その認定基準を規定した特定空家等認定基準について、ご審議ご協議をいただきました。

令和3年度は、昨年度策定した空家等対策計画、特別措置法施行細則、特定空家等の認定基準等に基づいて、空家等への対策を進めてまいります。

本日の会議では、令和3年度の空家等対策の事業計画と、特定空家等に認定

するために4月に立入調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

委員の皆様には忌憚のない意見を賜りますようお願いいたします。

9 協議内容

(1) 空家等対策の事業計画について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 指標について、空き家バンクの公開件数だけ年度末になっている。次の直す時でもいいので、年度管理で合わせた方が、管理がしやすいのではないか。

事務局 表記の仕方としては、空き家バンクは年度末で記載しているが、その他は年何件という表現である。年度という考え方だが、4月から3月までの年度での件数という認識で設定した。

委員 年となっているものは年に何件であり、空き家バンクの公開件数は、3月31日で40件以上ということでこのような表現になっていると思われるが、分かりやすいように記載していただきたい。

委員 このチラシはいいやり方だと思う。空き家バンク登録が記載されている。相続などでは登録までが難しいので、もう少し工夫してチラシを作成するとさらにいいと思う。

それから、空家巡回相談会の開催、これもいい取組だと思うが、空家等に関する相談会は、空き家バンク登録と空家管理の相談のどちらが主題か。

事務局 1点目のチラシに関しては、今回試験的に、このような形としたが、少しずつ工夫をしていく。委員の意見のとおり登録の前段階でどういふことをするかが重要だと思う。

2点目の空家相談会については、支所でも空家等に関する様々な相談を受けているが、相談を受けたあとは本庁に繋ぐという流れになっている。この相談会では直接こちらの方から出向いて様々な話を聞いて、そこから専門的な先生方や業者に繋いでいこうという考えで開催するものである。

委員 相続の際にはどのように管理したらいいか。

事務局 相続や管理の細部については、10月に開催した相談会に専門家の方々に参加していただいたが、相談に来る方がどのようなことで悩んでいるのか、相談者自身もはっきりと捉えられていないことがある。このチラシを見て生活環境課に電話してきた方でも、話を聞いていくと、最終的には売却希望であり、その前の段階で、例えば相続が発生しているとか、管理が行き届いていないとか、様々な問題が出て

くることが多いのが実態である。この相談会は、所有者の悩みや困っていることを浮き彫りにする契機にしたいと考えている。

空家の困りごとが具体的になっている方は、すぐに司法書士の先生や宅地建物取引業協会等をご紹介できるが、そこまでに至らない方については、空家の適正管理、あるいは流通という舞台に乗せていくための、準備段階だと考えている。

委員 空家等対策協議会で、例えば、司法書士会は県南支部があるので、相談会の日に配置してほしいと相談するなどしてはどうか。司法書士会では、空家対策に関しては、積極的に協力したいという希望があるので、そういう活用の仕方をしてはどうか。地域ごとに司法書士がいるので、司法書士会で担当の司法書士を決めて、予定を空けておくということは、協力してくれると思う。

委員 日程はあらかじめ決まっているので、司法書士会にお願いしていただければ、その地域の方でなくても、司法書士の先生を紹介していただくことが可能だと思う。

事務局 専門家への繋ぎは、その後という位置付けで考えていたが、ありがたい申し出なので、再度内容を検討して、協力をお願いしたい。

委員 実際、実務で建物が壊れていると、これは放置しておけと言われる。相続人はもう壊れているから相続しないというケースがかなり多い。おそらく前の相談会でも、相続は、相続放棄に絡めて相談があるというのが実際である。

委員 確認だが、相談会に参加する団体は、今の話だと、市の方である程度、相談者に聞き取りをして、その後、各司法書士会、宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会に連絡が行く形だと理解した。4、5年前には、各会に要請がきて、例えば住宅祭の時に開催するので、人員を派遣してくれとか、そういう形で開催していたと思う。

事務局 こちらの(2)で記載している分は、相談者の困りごとや希望について、市が聞き取りをして整理している。整理した上で、業者や司法書士の先生などにお繋ぎしようという考え方である。

毎年10月に開催しているのは、一同にお願いしてお集まりいただき、そこで相談があれば、その担当の方へお繋ぎしている。巡回相談会は、それ以前の入り口の方で、支所を巡回して、市で最初に課題を整理してから繋げるということ。いつもご協力いただいている相談会は住宅祭のことで、イベント的な部分についても計画している。

議長 委員からのお話しについては、住宅祭の時には、これまで通りの内

容で開催し、新たな取り組みとして、職員が巡回してあらかじめ把握できるものがあれば住宅祭の時に繋ぐ場合もあるので、個別に、先生たちに繋げるという取り組みになる。従前のものは、引き続きご協力をいただいて実施するということになろうかと思うが、ただ詳細については現時点では、まだわかっていない。

委員 指標の相談会開催回数は12回だが、これは空家巡回相談会のことか。

事務局 こちらについては巡回相談会や住宅祭の時に行われる相談会なども含めた合計で年12回としている。

(2) 協議 立入調査の結果について（非公開）

(3) その他 （非公開）

10 担当課 市民環境部生活環境課